

認定農業者になりませんか!



認定農業者制度とは…

自ら経営発展・改善に取り組む「やる気」と「能力」のある農業者が、いわば「**農業経営のスペシャリスト**」を目指す計画を作成し、その計画を市町が認定する制度です。

認定農業者に対する支援措置…

将来にわたって本県農業の核となる担い手に位置づけられる「認定農業者」に対して、各種支援施策を重点化して実施しています。

- ①農業機械施設整備への助成 ②低利の資金の融通(スーパーL資金など)
- ③農業者年金の保険料への助成 ④経営相談・指導・研修等の実施など

※「畑作物の直接支払交付金」は、平成27年産から「**認定農業者**」「集落営農」「認定就農者」に対象者を限定

認定農業者になるには…

まず、経営改善に関する5年後の目標とその達成に向けた方策とする「農業経営改善計画」を作成し、市町へ提出します。

市町は、計画内容が**基本構想**(市町が地域の実情に即して、育成すべき農業経営の規模や所得等の目標など、農業の担い手像を明確にしたもの)に照らして適切であるか、計画の達成される見込が確実であるか等を審査し、計画を認定します。

認定後は、本計画に基づき、経営改善を実施することとなります。

■三豊市の認定の基準■

認定は、現状を問うのではなく、将来の経営発展の可能性を重視して行います。できるだけ多くの方にこのような農業経営を目指して経営の改善に取り組んでもらうため、性別、専業兼業の別などを問わず認定の対象となります。

- ・計画が、市が定める「基本構想」(経営指標等)に照らして適切であること
- ・計画が達成されることが確実であること
- ・計画が農用地の効率的・総合的な利用を図るため適切であること

三豊市農業基本構想の目標

経営主（主たる農業者）の年間所得	350 万円
経営主（主たる農業者）の労働時間	2,000 時間

市独自の支援メニューも豊富です。
また、毎月、新規就農相談や農業相談、
融資相談を開催しています。(詳しくは、
毎月1日発行の「広報みとよ」をご覧ください。)



認定の対象者は

性別、専業・兼業の別等を問わず、どなたでも認定を受けることができます。

性別

男性、女性の別は一切問いません。
また、家族経営協定等を結び、経営に参加している女性農業者などの方もパートナーとともに認定の対象となります。

年齢

国として**一律の年齢制限は設けていません**。
市町村は、地域の実情を踏まえ、高齢農業者が地域の担い手として排除されることのないよう、年齢制限については弾力的に運用することとしています。

専業・兼業の別

兼業農家の方や、これから**新規に就農**しようという方でも、市町村基本構想で示された農業経営を目指す方であれば認定の対象となります。

経営規模・所得の大小

経営規模や所得の小さい農家でも、一定の収入が得られる農業経営を目指す場合は認定の対象となります。

営農類型

水稻、麦、大豆等の**土地利用型農業**はもちろん、農地を持たない**畜産経営**や野菜等の**施設園芸**なども認定の対象となります。

法人経営

農業経営を営む法人であれば、農業生産法人のあるなしに関わらず認定の対象となります。
集落営農についても、法人化すれば認定の対象となります。

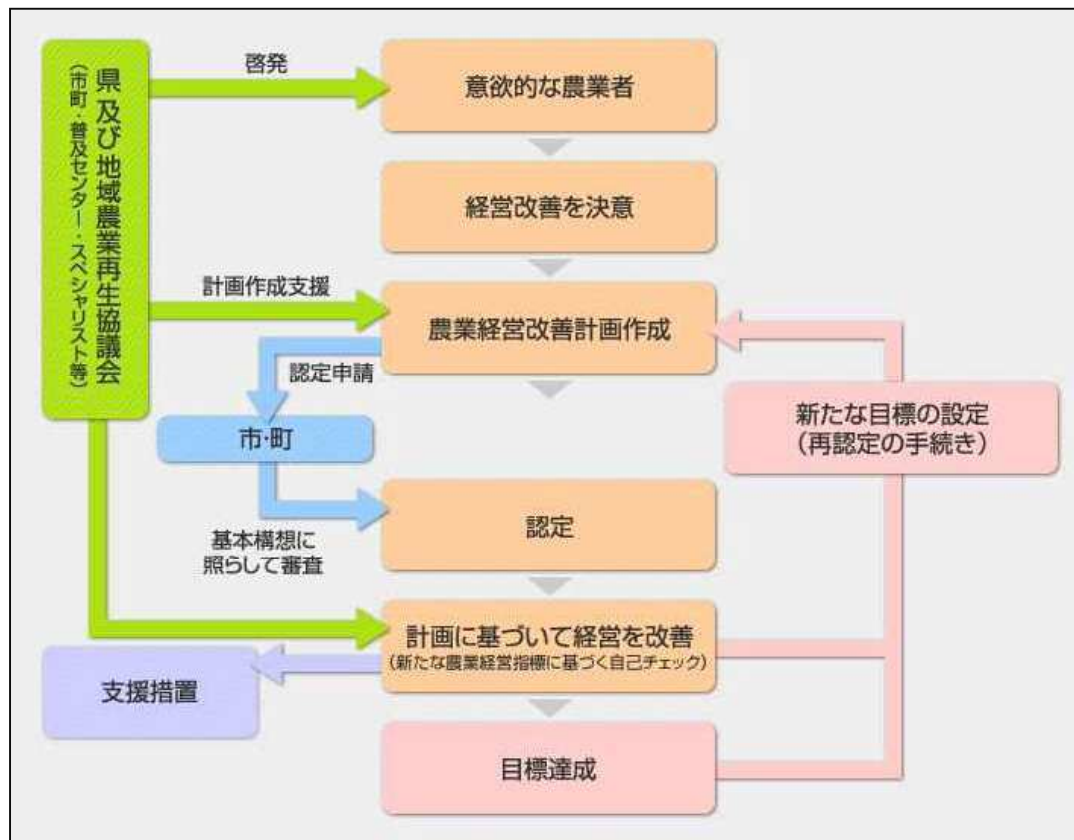
夫婦や親子でも共同申請により認定農業者になれます！

※経営改善計画期間が満了したら？

5年間の取り組みの成果や課題・問題点などを点検し、新たな経営目標の設定が必要となれば、新しい経営改善計画を作成し、再認定を受け、引き続き支援を受けることができます。



経営改善計画の認定の流れ



■本件に関する問合せ先

三豊市農政部農林水産課

TEL (0875) 73-3040

